

Ⅱ-1 まごころと思いやりを育む教育の推進

現状と課題

社会の急激な変化に伴い、子供たちの規範意識や自己肯定感・自己有用感の不足などが指摘され、それらを育むべき家庭や地域社会の教育力の低下が大きな課題となっています。

深刻ないじめや非行・問題行動が見られる中で、子供たちの健やかな成長を図るためには、家庭や地域社会と連携し、基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成を図るとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む道徳教育の推進など、根本的な対応を重視することが求められています。

子供たちは体験から多くのことを学びますが、社会の変化を背景に体験活動の不足が指摘されています。自己肯定感・自己有用感や豊かな心を育むために、地域の特色を生かした、多様な体験活動の実施が必要です。

また、読書は、知識を深め、心を豊かにし、よりよく生きるための力になる大切なものです。子供たちの読書活動を充実させていくことが必要です。

施策の方向性

- 特別の教科道徳の指導の充実を図るとともに地域の特色を生かした道徳教育やふるさと教育を推進します。
- 深谷の子「6つの誓い」*の活用や、規律ある態度の調査結果を踏まえ、地域の特色を生かした体験活動の充実を図ります。
- 学校における子供たちの豊かな読書活動を推進します。

成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
深谷の子「6つの誓い」達成率	92.9%	95.0%

主な取組

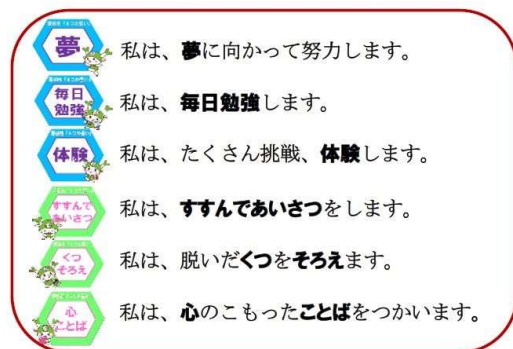
■ 道徳教育の充実

- ◇学校訪問や研究委嘱、教育研究会との連携により、特別の教科道徳の授業の充実を支援するとともに、道徳教育推進教師を中心に、家庭や地域と連携しての道徳教育の充実を図ります。
- ◇深谷市独自の教材「渋沢栄一翁こころざし読本*」の活用、「ふるさと先生*」の配置、「ふるさと ふかや・渋沢学」の推進などを通して、子供たちがふるさとを知り、理解し、誇りに思う心や人を思いやる忠恕の心を育てる教育を推進します。

■ 深谷の子「6つの誓い」の推進

- ◇家庭や地域と連携しての深谷の子「6つの誓い」の実践を奨励し、子供たちの学習習慣・生活習慣の形成を支援します。
- ◇豊かな心を育むため、地域の高齢者との触れ合いを通じた世代間交流、地域の施設などと連携した職場体験など地域の特色を生かした多様な体験活動を推進します。

深谷の子「6つの誓い」



■ 読書活動の推進

- ◇司書教諭と学校司書の連携を密にし、読書を通して豊かな情操、みずみずしい感性を育みます。
- ◇「ふかや ふれあい 必読書50」により、よい本に触れることができるよう子供たちの読書活動を支援します。

Ⅱ-2 いじめ・不登校の防止

現状と課題

いじめは人権の侵害であり、子供たちは常に相手の立場や気持ちを考えて行動しなければならないことを学ぶ必要があります。

時代とともにいじめの実態は変化し、インターネットや SNS を通じたいじめやトラブルが増加する中、教員や保護者は、子供たちの置かれている状況や特徴を正しく理解し、適切に対応することが求められています。

本市では深谷市いじめ防止基本方針*のもと、いじめの早期発見・早期対応を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が組織的に連携して取り組んでいます。

不登校*は、様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人一人の状況に応じてきめ細かに対応をしていくことが必要であるとともに、予兆を捉えて未然防止・早期対応に繋げていく仕組みを充実させることが大切です。

特に、中1ギャップ*や高校の中途退学の解消に向け、学校間の連携を深め、重点的な取組を行うことが求められています。併せて、不登校児童生徒への支援においては、本人の意思を十分に尊重した上で関係機関等につなげ、社会的自立に向けた支援を行うことが求められています。

施策の方向性

- 深谷市いじめ問題対策連絡協議会などにおいて、関係機関と連携し、市全体としていじめ防止に取り組めます。
- 不登校を未然に防止し、早期に対応するため、教育相談活動などの充実に努めます。
- 中学校における不登校や、高校における中途退学を防ぐために、学校種間の連携を深めます。

成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
不登校児童生徒のうち、様々なかたちで支援を受けることができていない割合(小・中学校)	80.9%	85.0%

主な取組

■ いじめ対策の推進

- ◇ 深谷市いじめ防止基本方針のもと、深谷市いじめ問題対策連絡協議会などをおして、学校・関係機関などが一体となり、深谷市全体でいじめ問題解消への取組を推進します。
- ◇ 深谷市いじめ防止基本方針に基づき、全小・中学校に設置の「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、学校・家庭・地域が連携したいじめ防止のための取組を充実させます。
- ◇ インターネットを適切に使用するため、生徒とPTAとが一体となって作成した深谷市安心ふっかネット*の徹底に努めます。

■ 不登校対策の推進

- ◇ 学校が児童生徒にとって魅力ある場となるように指導方法や指導体制を工夫改善し、わかりやすい授業の展開を図ります。
- ◇ 中学1年生で急増する不登校の解消を図るため、「不登校対策小中連携シート」などを活用した取組を推進します。
- ◇ 専門的知識と経験を有する学校福祉相談員などと学校が緊密に連携し、教育研究所を中心に相談体制を充実させ、実効性のある対策を推進します。
- ◇ 学校総合支援員*を活用し、不登校児童生徒に対する学習支援及び居場所づくりの場となるアプローチルーム*の取組を推進します。

■ 小・中・高におけるなめらかな接続の推進

- ◇ 校種間の円滑な移行を図るために、小学生が中学校生活を体験する取組を推進します。
- ◇ 「小中連携巡回相談」などを活用しての中1ギャップ対応や、市内外の高等学校との連携による中高連絡協議会などを活用しての小・中・高におけるなめらかな接続*を推進します。

Ⅱ-3 生徒指導の充実

現状と課題

現在、子供たちの非行・問題行動は減少傾向にありますが、低年齢化の傾向が見られ、また、特定の子供が非行・問題行動を繰り返す再非行が増えている状況にあります。

子供たちの非行・問題行動を未然に防止するとともに、発生した際に速やかに対応、解決するためには、家庭との緊密な連携を図った生徒指導体制を全ての学校で整備・充実することが必要です。

また、小1プロブレム*や学級がうまく機能しない状況*などへの対応や、いわゆる「ネットいじめ」・「ネットトラブル」を防止するための児童生徒への支援・指導や保護者への啓発の充実が求められています。

施策の方向性

- 組織的な支援をより効果的に行うために、生徒指導・教育相談体制を一層充実させ、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行・問題行動の防止に向けた取組を行います。

成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
児童間のトラブルに基づく暴力行為の発生件数	4件	0件
生徒間のトラブルに基づく暴力行為の発生件数	3件	0件

主な取組

■ 生徒指導・教育相談体制の充実

- ◇各学校における校内指導体制の充実を図り、生徒指導を積極的に推進することで、児童生徒が自己決定の機会を持ち、自らの存在感を高め、共感的な人間関係を育むことを促進します。
- ◇学校が教育研究所、関係機関などと連携するとともに、学校総合支援員*、スクールライフサポーター*、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*など、様々な役割を担う学校スタッフがチームとして一体となることにより、生徒指導・教育相談体制の充実を図り、児童生徒の様々な課題解決に取り組みます。
- ◇小1プロブレムや学級がうまく機能しない状況などの生徒指導上の課題に、県と連携して学校を支援します。
- ◇学校と警察、高等学校との連携の場である「生徒指導推進協議会」、学校と警察などの関係機関や自治会・保護者会などの地域関係者からなる「いじめ・非行防止ネットワーク会議」、及び福祉関係部局などと連携して課題解決を図る「アシスト会議」を活用し、情報の共有や意見交換などを行い、生徒指導の充実を図ります。

■ 非行・問題行動の防止

- ◇学校総合支援員やスクールサポーター*、スクールライフサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの人的支援に努め、非行・問題行動への対応を充実します。
- ◇児童生徒のスマートフォンなどの所持率が高まる中で、ネットトラブルやインターネット上の有害情報などから子供たちを守るため、非行防止教室での外部講師の活用や深谷市安心ふっかネット*の普及・啓発を推進します。
- ◇学校運営協議会*を家庭・地域との連携の核として、児童生徒の健全育成に取り組みます。

Ⅱ-4 人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の薄れ、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、虐待など人権に関する問題が発生しています。また、新型コロナウイルス感染症に係る差別や、ヤングケアラー*などの新たな人権課題が認知されたことに伴い、人権を尊重した教育の必要性が益々重要となっています。

こうしたことから、子供たちは、発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けるとともに、人権への配慮が態度に表れ行動に結びつくような人権感覚を身に付ける必要があります。また、児童虐待の早期発見・早期対応には、学校と関係機関との連携の強化が求められています。

さらに、人権尊重を基盤とした男女共同参画や多文化共生社会*などのSDGs*の視点に立った教育、インターネットによる人権侵害や災害時における人権への配慮、LGBTQ*をはじめとした性的マイノリティなどの人権課題に対応した教育を充実させることが必要です。

施策の方向性

- 人権教育を推進するための体制を充実するとともに、人権感覚の育成を図るための指導内容・指導方法を改善します。
- 要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育などを充実します。

成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
人権感覚育成プログラム*を活用した研修及び授業をした回数	29回	58回

主な取組

■ 人権教育推進体制の充実

- ◇児童生徒や地域の実態に即した人権教育の全体計画・年間指導計画を充実し、全ての教職員の協力体制のもとで着実な実践を積み重ねます。
- ◇関係機関と連携し、学校における人権教育を充実します。

■ 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- ◇様々な体験活動や新たな人権課題への対応を図るために、参加体験型の学習を取り入れた人権感覚育成プログラムを活用した実践的研修などを推進し、教職員の資質向上に努めます。
- ◇情報モラル教育や新型コロナ感染症に係る差別、LGBTQなどの性的マイノリティー対応などの人権課題に対応した教育の充実を図ります。

■ 児童生徒の人権保護に向けた取組の推進

- ◇児童虐待から子供を守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員の研修を充実します。
- ◇児童虐待に関する定期的な状況報告を実施し、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を強化します。
- ◇ヤングケアラーなどの支援が必要となる児童生徒に寄り添いながら、受援力を育むとともに、生活状況を適切に把握できるように教職員の洞察力の向上に努めます。

■ 男女共同参画の視点に立った教育の充実

- ◇深谷市男女共同参画推進条例に基づき、指導内容・指導方法を工夫・改善し、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

Ⅱ-5 健康の保持増進

現状と課題

長引く新型コロナウイルス感染症の影響など、子供たちを取り巻く生活環境の急激な変化や生活習慣の乱れに伴い、アレルギー疾患、心の健康問題、性に関する問題行動、薬物乱用などへの対応が求められています。

学校・家庭・地域が連携して、子供の規則正しい生活習慣の確立に努め、子供の心身の健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、自分の健康と食に関心を持つ子供を育成するために、自らの健康を適切に管理、改善するための意志決定や、健やかな体の育成に必要な食品、食材の必要量を適切に把握できるなどの実践力を育む教育を推進することが必要とされています。また、食材の適量把握は、食品ロスの軽減に繋がり、限りある資源である食物の重要性に目を向け、持続可能な消費行動を養うことも期待できます。

施策の方向性

- 児童生徒の健やかな心と体の育成のため、学校・家庭と地域の医療機関などの関係機関が連携して、組織的に学校保健活動の充実を図ります。
- 朝食の欠食解消や学校給食の充実など、学校・家庭・地域が連携して食育*を推進することで、児童生徒自らが、食を通じて健やかな体の育成を図るとともに、食品ロスの軽減に繋がります。
- 性に関する指導、薬物乱用防止教育などの今日的な課題に対応する教育を推進します。

成果指標

指標名		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学校	92.6%	95.0%
	中学校	84.5%	93.0%

主な取組

■ 学校保健の充実

- ◇子供の発達の段階に応じた心と体の指導計画を作成し、組織的に学校保健活動を推進します。
- ◇家庭や地域と連携するために、地域学校保健委員会を開催して各学校の心と体の健康課題に対応します。

■ 学校給食の充実

- ◇温かい給食を提供するため、自校方式による調理を充実します。
- ◇学校給食を生きた教材とし、地場産物の活用を推進し、郷土料理など地域の特色を生かした給食の充実を図ります。



郷土料理「煮ぼうとう」を用いた給食

■ 食育の充実

- ◇栄養教諭などによる食事や栄養に係る実践的な指導を通じて、学校における食育を充実させます
- ◇学校と家庭が連携して朝食欠食の解消に取り組み、子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせます。



栄養教諭による栄養指導の授業

■ 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

- ◇保護者の参加や外部指導者の活用など、学校全体で性に関する指導や薬物乱用防止教育を推進します。

Ⅱ－6 体力の向上と学校体育活動の推進

現状と課題

生活様式の変化により子供たちの外遊びやスポーツを行う時間が減少する中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日常的に身体を動かす機会も減っていることなどから、子供たちの体力が低下しています。

そのため、学校・家庭・地域が連携し、市全体で体力向上に取り組むことが必要です。

また、中学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上や生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養うなど大きな役割を果たしていますが、教員の多忙感の解消、高齢化や専門的な指導ができる顧問教員や部活動指導員などの確保が課題となっています。

施策の方向性

- 新体力テストの実施・活用による体力と運動技能を高める授業の充実を図ります。
- 学校が家庭や地域と連携して児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立を図ります。
- 部活動地域移行を含め、専門的な指導力を有する地域の外部人材などを積極的に活用するなど運動部活動の新たな体制づくりに取り組みます。

成果指標

指標名		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
新体力テストの総合評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合	小学校	80.4%	85.0%
	中学校	81.8%	85.0%

主な取組

■ 学校体育の充実

- ◇各学校の体力向上推進委員会を充実させ、体力向上のための研究実践を推進します。
- ◇小・中学校の教員の体育に係る指導力を高めることができるよう、実技研修会をはじめとする講習会や事業を充実させます。



小学校における体育の授業

■ 新体力テストの実施と活用

- ◇新体力テストの結果を分析し、授業や体力向上への取組の中で活用を図ります。
- ◇児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力向上のためのプログラムや教材を活用するなど、きめ細かい指導の実践に取り組みます。

■ 運動部活動の体制づくり

- ◇運動部活動の意義が十分に発揮できるよう、顧問教員や部活動指導員の資質・能力の向上に取り組みます。
- ◇部活動の地域移行を含め、地域と連携した外部指導者などの活用を推進するとともに安全の確保に取り組みます。
- ◇技術の向上だけに留まらず、切磋琢磨する経験を通して豊かな人間性を育み、チームワークの大切さを学ぶ場としての部活動を展開します。
- ◇学校と関係団体などが望ましい部活動のあり方を検討し、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現できる生徒の育成を推進します。



運動部活動（ラグビー）